2025年10月 1日
株式会社ミライト・ワン

ミラテク☆光
ご利用のお客様　各位

# 契約約款・利用規約変更のお知らせ

平素よりミラテク☆光（オプション含む）をご利用いただき、誠にありがとうございます。
2025年11月1日（土）よりミラテク☆光（オプション含む） サービスについて、契約約款・利用規約を以下の通り変更いたします。
詳細は以下をご確認ください。

## 変更内容

| 対象契約約款・利用規約 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| ミライト・テクノロジーズ光サービス契約約款 | 新設 | （契約上の地位の譲渡）<br>第36条の2　当社は、子会社（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第２条第３号の定義に従う。以下、「グループ会社」といいます。）に対し、契約者に通知することにより、契約者の承諾を得ることなく本サービス利用契約上の地位を譲渡することができるものとします。また、グループ会社が当社又は当社のグループ会社に対して本サービス利用契約上の地位を譲渡する場合も同様とします。<br>　２　前項に基づき、本サービス利用契約上の地位が譲渡された場合、譲渡を行った当社又はグループ会社は、本サービス利用契約上の地位が譲渡された日以降に本サービス利用契約より生じる債務について、何ら義務を負わないものとします。 |
| | | 附則<br>この改定規定は2025年11月1日から実施します。 |
| ミライト・テクノロジーズひかり電話サービス契約約款 | 新設 | （契約上の地位の譲渡）<br>第13条の2　当社は、子会社（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第２条第３号の定義に従う。以下、「グループ会社」といいます。）に対し、契約者に通知することにより、契約者の承諾を得ることなく本サービス利用契約上の地位を譲渡することができるものとします。また、グループ会社が当社又は当社のグループ会社に対して本サービス利用契約上の地位を譲渡する場合も同様とします。<br>　２　前項に基づき、本サービス利用契約上の地位が譲渡された場合、譲渡を行った当社又はグループ会社は、本サービス利用契約上の地位が譲渡された日以降に本サービス利用契約より生じる債務について、何ら義務を負わないものとします。 |
| | | 附則<br>この改正規定は2025年11月1日から実施します。 |
| ミラテク☆光インターネット接続オプション利用規約 | 新設 | （契約上の地位の譲渡）<br>第14条の2　当社は、子会社（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第２条第３号の定義に従う。以下、「グループ会社」といいます。）に対し、契約者に通知することにより、契約者の承諾を得ることなく本契約上の地位を譲渡することができるものとします。また、グループ会社が当社又は当社のグループ会社に対して本契約上の地位を譲渡する場合も同様とします。<br>２　前項に基づき、本契約上の地位が譲渡された場合、譲渡を行った当社又はグループ会社は、本契約上の地位が譲渡された日以降に本契約より生じる債務について、何ら義務を負わないものとします。 |
| | | 付則<br>2025 年11月1 日改訂 |

## 変更内容

| 対象契約約款・利用規約 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| ミラテク☆Ｗｉ－Ｆｉ（全プラン共通）利用規約 | 新設 | （契約上の地位の譲渡）<br>第48条の2　1 当社は、子会社（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第２条第３号の定義に従う。以下、「グループ会社」といいます。）に対し、契約者に通知することにより、契約者の承諾を得ることなく本契約上の地位を譲渡することができるものとします。また、グループ会社が当社又は当社のグループ会社に対して本契約上の地位を譲渡する場合も同様とします。<br>2 前項に基づき、本契約上の地位が譲渡された場合、譲渡を行った当社又はグループ会社は、本契約上の地位が譲渡された日以降に本契約より生じる債務について、何ら義務を負わないものとします。 |
| | | 付則<br>2025年11月1日改訂 |
| ミラテク☆カメラ利用規約 | 新設 | （契約上の地位の譲渡）<br>第12条の2　1 当社は、子会社（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第２条第３号の定義に従う。以下、「グループ会社」といいます。）に対し、契約者に通知することにより、契約者の承諾を得ることなく本契約上の地位を譲渡することができるものとします。また、グループ会社が当社又は当社のグループ会社に対して本契約上の地位を譲渡する場合も同様とします。<br>2 前項に基づき、本契約上の地位が譲渡された場合、譲渡を行った当社又はグループ会社は、本契約上の地位が譲渡された日以降に本契約より生じる債務について、何ら義務を負わないものとします。 |
| | | 付則<br>2025年11月1日改訂 |
| ミラテク☆サイバーみまもり利用規約 | 新設 | （契約上の地位の譲渡）<br>第13条の2　1 当社は、子会社（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第２条第３号の定義に従う。以下、「グループ会社」といいます。）に対し、契約者に通知することにより、契約者の承諾を得ることなく本契約上の地位を譲渡することができるものとします。また、グループ会社が当社又は当社のグループ会社に対して本契約上の地位を譲渡する場合も同様とします。<br>2 前項に基づき、本契約上の地位が譲渡された場合、譲渡を行った当社又はグループ会社は、本契約上の地位が譲渡された日以降に本契約より生じる債務について、何ら義務を負わないものとします。 |
| | | 付則<br>2025年11月1日改訂 |
| ミラテク☆モバイル接続サービス利用規約 | 新設 | （契約上の地位の譲渡）<br>第43条　当社は、子会社（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第２条第３号の定義に従う。以下、「グループ会社」といいます。）に対し、契約者に通知することにより、契約者の承諾を得ることなく利用契約上の地位を譲渡することができるものとします。また、グループ会社が当社又は当社のグループ会社に対して利用契約上の地位を譲渡する場合も同様とします。<br>２．前項に基づき、利用契約上の地位が譲渡された場合、譲渡を行った当社又はグループ会社は、利用契約上の地位が譲渡された日以降に利用契約より生じる債務について、何ら義務を負わないものとします。 |
| | | 付則<br>2025年11月1日改訂 |

【本件に関するお問い合わせ先】
株式会社ミライト・ワン
ソリューションカンパニーICT事業本部
ICT営業本部
第一営業部　代理店部門
TEL:0120-635-530
9:00-17:00土日・祝日・年末年始を除きます。
EMAIL:hikaricollabo@mirait-one.com